要回覧

み春野自治会員の皆様へ

令和4年度 第9回班長会議 回覧・配布資料一覧

令和5年1月22日 み春野自治会

今月は以下が回覧されています。

会員の皆様には自治会から発信されている文書には必ず一度目を通して頂くようお願いします。 ご家族全員で情報共有頂きますようお願いします。

回覧	発信番号	文 書 タイト ル	部 数
0	み自発第22-50号	み春野自治会たより第09号	回覧部数分
0	み自発第22-51号	会計月次報告(令和4年12月度)	回覧部数分
0	み自発第22-52号	拾得物ルールの周知について	回覧部数分
0		学校だより No.9(こてはし台小学校)	回覧部数分
0		子校だより ゆずりは No.8(こてはし台中学校)	回覧部数分
0		暮らしの情報 いずみ(11月号) ちばし社協だより vol. 119	回覧部数分 回覧部数分
000		€ 電話de詐欺は € 電話de対策! どこシル伝言板	回覧部数分 回覧部数分
O		電動自転車のバッテリー盗難に注意!!	回覧部数分

み自発第22-52号 令和5年1月22日 み春野自治会

拾得物ルールの周知について

日頃から自治会活動に、ご参加・ご協力を賜りまして有り難うございます。

落とし物や忘れ物を拾ったというご連絡やお届けを集会所にいただくことが散見されますが、平成19年に改定された「遺失物法」に基づいた取り扱いについて周知させていただきますので、よろしくお願いします。

https://www.police.pref.chiba.jp/kaikeika/window lost-05 04.html

落とし物・忘れ物を拾ったら(拾得時の手続き)

路上など(一般的な場所)で拾得した場合

拾得者(拾った人)は、その拾得した物件を速やかに遺失者(なくした人)に返還するか、または警察署・交番・駐在所にこれを差し出さなければなりません。

拾得してから7日以内に差し出さないと、報労金を受ける権利がなくなります。

更に、遺失者などが判明しなかった場合の拾得物の所有権についてもなくなります。

差し出しを受けた警察署は、遺失者などが判明した場合は、その人に返還します。

遺失者などが判明しない場合は、3か月が経過すると、拾得者にその物件を受け取る権利が生じます。物件を受け取ることができる期間は、前記経過の日から2か月間です。その際、届け出たときに交付された 「拾得物件預り書」を持参してください。

一方、拾得者が拾得物を遺失者などに直接返還したり、警察署に差し出してから遺失者が判明し、無事に その人に拾得物が返還されたときは、拾得者は遺失者などから報労金を受ける権利が生じます。

自治会集会所内での拾得物の取り扱い

集会所内での拾得物について、事務室にお届けいただいた場合で落とし主(遺失者)が速やかに分からない場合は、7日以内に警察(移動交番含む)に届出させていただきます。

施設占有者のかたへ

管理している建物内において、お客様や施設利用者が落とし物を拾って提出したもの及び雇用関係者(正社員、 パート、アルバイト、清掃員等を含む。)が拾ったものについては、速やかに、落としたかたに返還するか、警 察に届出する等、適切な管理をお願いします。

拾得物件提出書

施設占有者は、落としたかたがわからないときは、お客様等から提出を受けた日(又は拾得した日)から7日以内に、落とし物に拾得物件提出書を添えて警察に届出してください。

7日以内に届出しないと、施設占有者が有する、お礼(報労金)を受ける権利や落とし物を受ける権利(所有権) 等を失います。